

6.5 教育の質の向上

進捗状況報告

1. 共同指導体制の確立については、研究報告会の実施により一定の効果を挙げているところであるが、引き続き検討していく。2. 副指導教員制の充実については、TA(teaching assistant)制度を活用して、後期課程学生による前期課程学生の論文執筆のノウハウや文献調査等についての助言・指導や学部学生への学習指導制度を2007年度秋学期より導入した。シラバスの作成については、全学レベルでのシラバス作成に合わせて法学研究科でも2009年度より導入予定である。大学院学生による授業評価は2007年度より実施しているが、回収率が低く、この点の改善のための検討が必要である。

学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

評価推進委員会から指摘された2点について。1. 「研究報告会の実施により一定の効果を挙げている」点については、研究報告会に報告者である院生の指導教員のほか、他の教員の参加を得て修士論文のテーマに関する有益な指摘や議論がなされており、修論作成における共同指導の効果が得られている。2. 「副指導教員」とTAとの関連については、「副指導教員」制度は修士論文の指導に当たる指導教員の他に、法律・政治分野でも分野を跨るテーマで修士論文を作成する場合があります。その指導に関して必要に応じて本来の指導教員の他に指導教員を副指導教員として指名する制度として設けられているが、副指導教員の指名まで至らない事例においても、指導教員の他にTAによる論文執筆の技術的指導の機会を用意して、TAにこの点での副指導教員の役割を担わせて複数指導体制を確保しているということである。

学内第三者評価

2003年度に設定した目標1.にうたわれている共同指導体制の確立については、「研究報告会の実施により一定の効果を挙げているところである」と記載されているが、もう少し具体的な記述が求められる。目標2.にあげられている副指導教員制の充実については、TA制度を活用した後期課程学生による前期課程学生および学部学生への指導制度のことが記載されているが、「副指導教員制」とTAとの関連がわかりにくく、副指導教員制についての詳しい説明が必要である。シラバスの作成については、認証評価において、「助言」として、「法学研究科では、授業内容の標準化が必要と思われる高度専門職業人養成コースにおいて、詳しいシラバスが作成されていない」との指摘を受けているが、2009年度より法学研究科でシラバス作成を予定しており、その取り組みが期待される。また、大学院学生による授業評価については、対象者が少数であり困難を生じやすく、設問や回収に工夫が必要である。大学院教育では、教員と少数教学生（場合によっては1人）の密度の高い教育接触の場でなされるのが主流である。指導教員以外に学生が相談できる教員を配置すること、相談を受けた教員が指導教員にアドバイスするなど相談結果を還元する方法の検討を期待する。